

学校外教育バウチャー提供事業実施要綱

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由や災害による被災などで十分な学校外教育を受けることができない子どもたちに対し、学校外教育の機会を保障するために当法人が実施する学校外教育バウチャー（以下、バウチャーという。）の提供事業（以下、本事業という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(バウチャーの種類)

第2条 当法人が提供するバウチャーは次の4種とする。

- (1) 西日本バウチャー
- (2) 東日本バウチャー（一般枠）
- (3) 東日本バウチャー（随時枠）
- (4) 大規模災害被災地バウチャー

第2章 西日本バウチャー

(利用者の要件)

第3条 西日本バウチャーの給付を受けることができる者は次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県内に居住していること。
- (2) 小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童又は生徒（以下、児童等という。）であること。ただし、高等学校卒業程度認定試験を受験する者については高等学校の生徒に準ずるものとする。
- (3) 当該児童等の保護者が、申請時点において生活保護法の被保護者であること。

(バウチャーの利用期間)

第4条 西日本バウチャーの利用期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、新たに提供するバウチャーの利用期間は7月1日から翌年3月31日までとする。

(バウチャーの新規給付申請)

第5条 西日本バウチャーの給付を新たに希望する者は、毎年おおむね4月から5月までに所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に新規給付申請を行うものとする。

(バウチャーの継続給付申請)

第6条 次年度以降も西日本バウチャーの給付を継続して希望する者は、毎年おおむね12月から翌1月までに所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に継続給付申請を行うものとする。

ただし、新たにバウチャーの提供を受けた中学 3 年生は、継続してバウチャーの給付を申請することはできない。

(バウチャーの給付審査)

第 7 条 前 2 条に定める新規給付申請及び継続給付申請について当法人は必要な審査を行い、利用者を決定するものとする。

2 前項に定める審査の基準及び方法については理事会が別途定める。

(バウチャーの提供額)

第 8 条 西日本バウチャーで提供するバウチャーの金額については別表 1 の通りとする。

第 3 章 東日本バウチャー (一般枠)

(利用者の要件)

第 9 条 東日本バウチャー (一般枠) の給付を受けることができる者は次のすべての条件を満たす者とする。

(1) 東日本大震災で被災していること。

(2) 小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。ただし、高等学校卒業程度認定試験を受験する者については高等学校の生徒に準ずるものとする。

(3) 当該児童等が属する世帯の収入が理事会の定める基準を下回っていること。又は当該児童等の保護者が、申請時点において生活保護法の被保護者であること。

(バウチャーの利用期間)

第 10 条 東日本バウチャーの利用期間は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、新たに提供するバウチャーの利用期間は 7 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(バウチャーの新規給付申請)

第 11 条 東日本バウチャーの給付を新たに希望する者は、毎年おおむね 4 月から 5 月までに所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に新規給付申請を行うものとする。

(バウチャーの継続給付申請)

第 12 条 次年度以降も東日本バウチャーの給付を継続して希望する者は、毎年おおむね 1 2 月から翌 1 月までに所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に継続給付申請を行うものとする。ただし、新たにバウチャーの提供を受けた中学 3 年生は、継続してバウチャーの給付を申請することはできない。

(バウチャーの給付審査)

第 13 条 前 2 条に定める新規給付申請及び継続給付申請について当法人は必要な審査を行い、利用者を決定するものとする。

2 前項に定める審査の基準及び方法については理事会が別途定める。

(バウチャーの提供額)

第 14 条 東日本バウチャーで提供するバウチャーの金額については別表 1 の通りとする。

第4章 東日本バウチャー（随時枠）

（趣旨）

第15条 東日本バウチャー（随時枠）は、保護者の養育が十分でない等の理由で、東日本バウチャー（一般枠）の利用申請ができない子どもに、学校外教育バウチャーを提供することを目的に設置する。

（利用者の要件）

第16条 東日本バウチャー（随時枠）の給付を受けることができる者は次のすべての条件を満たす者とする。

- （1）東日本大震災で被災し、理事会が定める地域に居住していること。
- （2）小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。ただし、高等学校卒業程度認定試験を受験する者については高等学校の生徒に準ずるものとする。
- （3）当該児童等の保護者が、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者であること。

（バウチャーの利用期間）

第17条 東日本バウチャー（随時枠）の利用期間は利用決定日の属する月の翌月から当該年度末までとする。

（バウチャーの新規給付申請）

第18条 東日本バウチャー（随時枠）の給付を新たに希望する者は、所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に新規給付申請を行うものとする。

（バウチャーの継続給付申請）

第19条 次年度以降も東日本バウチャーの給付を継続して希望する者は、第12条の東日本バウチャー（一般枠）の継続給付申請を行うこととする。

（バウチャーの給付審査）

第20条 前2条に定める新規給付申請及び継続給付申請について当法人は必要な審査を行い、利用者を決定するものとする。

2 前項に定める審査の基準及び方法については理事会が別途定める。

（バウチャーの提供額）

第21条 東日本バウチャー（随時枠）で提供するバウチャーの金額については別表1の通りとする。

（バウチャー重複給付申請の禁止）

第22条 東日本バウチャー（一般枠）及び東日本バウチャー（随時枠）の給付申請を重複して行うことはできない。

第5章 大規模災害被災地バウチャー

(制度の概要)

第23条 日本国内において大規模災害が発生した場合、理事会の議決により被災した子どもたちに対して学校外教育バウチャーを新たに給付するものとする。

2 大規模災害バウチャーの提供を行う大規模災害については、その発生の都度、理事会の議決により定める。

(利用者の要件)

第24条 バウチャーの給付を受けることができる者は次のすべての条件を満たす者とする。

(1) 理事会が指定する大規模災害において被災していること。

(2) 小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。ただし、高等学校卒業程度認定試験を受験する者については高等学校の生徒に準ずるものとする。

(3) その他の要件については、災害発生後、被災地の状況に応じて理事会が個別に定めることができる。

(バウチャーの利用期間)

第25条 大規模災害被災地バウチャーの利用期間は、バウチャー提供から概ね一年間とする。

ただし、被災地の状況、発災の時期等に応じて、理事会はその期間を短縮又は伸長することができる。

(バウチャーの新規給付申請)

第26条 大規模災害被災地バウチャーの給付を新たに希望する者は、応募期間中に所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に新規給付申請を行うものとする。

(バウチャーの継続給付申請)

第27条 大規模災害被災地バウチャーの給付は原則一回限りとする。ただし、被災の大きさや復興の状況等を考慮し、一回に限り、継続給付を行うことができるものとする。

2 次年度以降も大規模災害被災地バウチャーの給付を継続して希望する者は、所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に継続給付申請を行うものとする。

(バウチャーの給付審査)

第28条 前2条に定める新規給付申請及び継続給付申請について当法人は必要な審査を行い、利用者を決定するものとする。

2 前項に定める審査の基準及び方法については理事会が別途定める。

(バウチャーの提供額)

第29条 大規模災害被災地バウチャーで提供するバウチャーの金額については、当該バウチャーの原資として集まった寄付金等のうち、バウチャー充当分と定めた資金を給付申請者数で除した金額（10,000円未満は切り捨てとする。）とする。ただし、提供額の範囲は別表1で定める通りとする。

2 前項の方法でバウチャーの提供額を算出した結果、提供額が別表1の下限額に満たない場合、理事会が定めた基準に則って応募者を選考するものとする。

第6章 附則

(本要綱に定めのない事項)

第30条 本要綱に定めのない事項については、理事会がこれを定める。

(本要綱の改正)

第31条 本要綱の改正は理事会の議決に基づく。

(本要綱の施行)

第32条 本要綱は2017年2月13日に改正し、同日施行する。

本要綱の改正履歴は別表2に記載する。

別表 1

バウチャーの種類	利用者の学年	バウチャーの金額（注1）
西日本バウチャー	小学校1年生から6年生	年間 150,000 円
	中学校1年生・2年生 高等学校1年生・2年生	年間 200,000 円
	中学校3年生 高等学校3年生	年間 300,000 円
東日本バウチャー（一般枠）	小学校1年生から6年生	年間 150,000 円
	中学校1年生・2年生 高等学校1年生・2年生	年間 200,000 円
	中学校3年生 高等学校3年生	年間 300,000 円
東日本バウチャー（随時枠）	小学校1年生から6年生	月 12,000 円×利用期間分
	中学校1年生・2年生 高等学校1年生・2年生	月 16,000 円×利用期間分
	中学校3年生 高等学校3年生	月 24,000 円×利用期間分
大規模災害被災地バウチャー	全学年	年間 50,000 円以上 300,000 円以下

注1 バウチャー利用期間が1年に満たない場合もあるが、年額と同額のバウチャーの給付を行うものとする。

別表 2

制定・改正日	施行日	改正等の詳細
2014年12月10日制定	2015年1月1日	—
2015年11月30日改正	2016年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条西日本バウチャー（利用者の要件）に高等学校卒業程度認定試験を受験する者を追加。 ・第9条東日本バウチャー（利用者の要件）に就学援助制度の被認定者を追加。 ・第10条東日本バウチャー（バウチャーの利用期間）の新たに提供するバウチャーの期間を7月1日からに変更。 ・第11条東日本バウチャー（バウチャーの新規給付申請）の期間を4月から5月に変更。 ・東日本バウチャー（進学受験枠）を削除。
2016年4月28日改正	2016年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害被災地バウチャーを追加。
2017年2月13日改正	2017年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本バウチャー（随時枠）を追加。 ・第4条西日本バウチャー（バウチャーの利用期間）の新たに提供するバウチャーの期間を7月1日からに変更。 ・第5条西日本バウチャー（バウチャーの新規給付申請）の期間を4月から5月に変更。 ・第6条西日本バウチャー（バウチャーの継続給付申請）の期間を12月から翌1月に変更。加えて、新たにバウチャーの提供を受けた中学3年生の継続給付申請を不可に変更。 ・第9条東日本バウチャー（利用者の要件）から就学援助制度の被認定者を削除。 ・第12条東日本バウチャー一般枠（バウチャーの継続給付申請）の新たにバウチャーの提供を受けた中学3年生の継続給付申請を不可に変更。 ・別表2として改正履歴を追加。